

## <2013年2月定例県議会代表質問>

2013・2・28 日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。日本共産党県議団を代表して質問を行ないます。

3・11の大震災・原発事故からまもなく2年になろうとしています。しかし、いまなお県外へ5万7千人、約15万4千人の県民がふるさとに戻れず、先のみえない避難生活を強いられています。しかも、時間が経過すればするほど問題はより複雑になり、放射能への不安は尽きることがありません。これが、この2年間私たち福島県民が受け続けている苦しみであり実態です。

私たち共産党は、3・11の東日本大震災・原発事故発生からこの2年間、「国民の苦難軽減のために献身する」という立党の精神に立って、被災者の苦しみに寄り合い、また様々な分野、団体との一致点での共同をすすめ運動にとりくみ、政治を動かし奮闘してきました。

原発は、いったん事故を起こせば放出された放射能によって、時間的にも空間的にも社会的にも大きな被害を及ぼすという点で、他の事故にはみられない「異質の危険」があります。

今回の原発事故は、国策として原発を推進し、長年「安全神話」に浸り、必要な対策をとってこなかった結果であり、国と東京電力の責任は明確です。

今こそ知事を先頭に、県当局、私たち福島県議会も政党や立場の違いを超え『オール福島』で国と東京電力に「福島原発10基廃炉」、原発事故は「人災」と認めさせ、子どもたちはじめ県民がこの福島に安心して住み続けることができるよう、除染、賠償、被災者支援で共に力を合わせ、全国に「即時原発ゼロ」を発信していこうではありませんか。このことを心から呼びかけまして、以下質問致します。

### 1、安倍政権について

昨年12月16日投票で行なわれた総選挙で、自民(294)・公明(31)合わせて325議席と衆議院の3分の2以上を獲得し、安倍自公政権が復活しました。しかし、自民党自身も認めているように、民主党政権への国民の激しい怒りがあったからであり、安倍自公政権が公約に掲げた政策が国民に支持されたわけでも、国民が自民党に白紙委任をしたわけでもありません。

自民党は有権者比で比例16%の得票にすぎず、6割を超える議席は小選挙区制度のマジックがつくり出した「虚構の多数」にほかなりません。

第二次安倍内閣がスタートし国会論戦も始まっていますが、国民が解決を望んでいる重要問題に対するまともな解決策はなく、それどころか、原発問題、経済対策、TPP、日米軍事同盟の強化、憲法改悪を鮮明に打ち出すなど、「財界中心の政治」と「アメリカいなしの政治」をこれまで以上にあらわにしていることに、国民各層各分野から危

惧する声が大きく広がっています。

T P P 交渉参加について、安倍首相は「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、T P P 交渉には参加しない」と公約していましたが、今月 2 2 日にアメリカのオバマ大統領と会談し、一気に T P P 交渉参加を決断しようとしています。ことはわが国の主権、食糧主権にかかわる重大問題です。交渉参加することは、「公約違反」そのものになります。

そもそも T P P は、例外なき関税撤廃が参加の前提条件です。今回の日米の共同声明にはこれを明確に否定する文言はみあたりません。すでに、アメリカは、昨年（2 0 1 2 年）3 月に韓国との間で F T A を協定しましたが、韓国が今年 7 月から導入しようとしていた自動車排ガス規制を「貿易技術障壁」に該当する恐れがあるとし、韓国が予算措置までしていたのを先送りに追い込みました。アメリカは、これを T P P の手本にしようとしているのです。

本県議会で、昨年 9 月県議会に『T P P 交渉参加に反対に関する意見書』を全会一致で採択したばかりです。復興をめざすわが県にとっても農業をはじめ、医療分野、金融、入札などあらゆる産業と分野に多大な影響が及ぶことは必至です。

そこで、T P P 交渉へ参加しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

安倍政権が、2 % の物価上昇をめざすとして打ち出したデフレ経済対策、いわゆる「アベノミクス」は果たして県民の暮らしを守るものでしょうか。今日の不況を招いた根本原因の分析も処方箋も持たず、大型公共事業、金融緩和、成長戦略などこれまで自民政権時代に使い古された折れた 3 本の矢を集めただけです。

県民の暮らしは、ますます大変になっています。東北電力は家庭用の電気料金を今年 7 月から 1 1 . 4 % も値上げすることを国に申請したうえ、例年にない寒さと豪雪に見舞われている中で、ガソリンや灯油の値上げが続き、県民から悲鳴があがっています。

今日の不況を招いた最大の原因は、働く人の所得が減り続けてきたことにあります。わが党は今月 1 4 日、「賃上げと安定した雇用拡大で、暮らしと経済を建て直そう」との賃上げ・雇用アピールを発表し、政府にも申し入れをしました。

大企業などの要請で労働法制を変え、派遣労働などの非正規雇用を増やした結果、労働者の賃金が減り続けています。それに対し、資本金 1 0 億円以上の大企業の内部留保金は、震災以降の今も増え続け 2 6 0 兆円にもものぼっています。

わが党の試算では、この内部留保金のうち、換金可能な有価証券などわずか 1 % 程度を社会に還元しただけで、8 割の企業で労働者へ 1 万円の賃金上げが可能です。麻生副総理も「実現できる条件はある」と国会で答弁しました。

さらに、安倍内閣は、3 党で合意した消費税増税と社会保障の一体改悪をすすめ、来年 4 月に 8 % へ、2 0 1 5 年 1 0 月に 1 0 % 増税をめざす計画ですが、これが実施されればサラリーマンの 1 ヶ月分の給料がそっくり消費税で消える大変な負担になります。

それにとどまらず、景気を冷え込ませ、被災県にとっても、被災自治体にも多大な影響を及ぼすことは明らかです。消費税増税中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、社会保障改悪をすすめる最初の入り口として、生活保護費の大幅削減を今年8月から実施しようとしています。最大の柱は、食費や光熱費など暮らしに欠かせない生活扶助費の基準を今年8月から3年かけて引き下げようとするものです。3年で7.3%もの削減は過去最大で、減額対象も受給世帯の96%にのぼります。実施されれば、最大で10%減額される世帯、夫婦と子ども2人世帯では月2万円もカットされるなど、貧困世帯にさらなる貧困を強いることとなります。これは、「健康で文化的な最低限の生活」を保障する憲法25条にも反するものです。

しかも、影響は受給世帯にとどまりません。生活保護基準は税金、低所得者への国や地方自治体のさまざまな制度適用対象の目安として連動するしくみになっているからです。就学援助、個人住民税非課税限度額の算定、保育料、医療や介護の保険料減免制度など少なくとも40近くに影響が及び、最低賃金にも連動します。

しかし、1月21日の社会保障制度改革国民会議で、麻生副総理が「高齢者はさっさと死ぬるようにしてもらいたい」などと暴言をはいて批判を浴びましたが、安倍政権は、今後、生活保護削減を皮切りに医療・介護・年金を削減していく計画です。

生活保護費削減は、県民へ及ぼす影響が大きいことから、国へ行わないよう求めるべきです。県の考えをうかがいます。

本県は、地震、津波、豪雨災害で多くの家屋が被災ただけでなく、原発事故によってふるさとを追われ、仕事も奪われ、家族がバラバラにされました。災害関連死は1,200人を超えています。憲法に明記されている平和的生存権（前文）、基本的人権の尊重（11条）、居住・移転及び職業選択の自由（22条）、健康で文化的な最低限の生活を営む権利（25条）が、大きく侵害された状態ではないでしょうか。

安倍政権は、原発再稼働や新增設、TPP参加、消費税増税と社会保障の改悪をすすめるだけでなく、憲法9条改悪をにらんで第96条の憲法改正手続きを政治日程に上らせようとしています。

知事は、県民のいのち、暮らし、財産を守る広域自治体の長として、第二次安倍政権をどのように受け止めているのか、知事の見解をうかがいます。

## 2、原発事故への対応について

さて、原発事故への対応についてですが、

一昨年12月16日に当時の野田首相が出した、福島原発事故の「収束宣言」について、安倍首相も事故は終わっていないと認めながらも、事故「収束宣言」の撤回をいまだ明言していません。しかし、実はこの事故「収束宣言」が線引きをしたり、さまざま

な支援を打ち切る根拠となって県民や避難者を苦しめているのです。

医療費や介護保険料の減免、高速道路無料化、県内自主避難者への支援打ち切りや、東京電力も昨年8月までで一律賠償は打ち切る方針を明らかにしました。

多くの避難自治体や住民から批判や怒りの声があがり、安倍政権は、避難指示区域への医療費や高速道路の無料化については、避難解除された地域を含めて1年延長することを表明したものの、避難市町村は5～6年間は帰還できないとしています。

**避難者支援や賠償うちきりの根拠にされている原発事故の「収束宣言」の撤回を国に強く求めるべきと思いますが、知事の見解をうかがいます。**

知事は、昨年12月県議会の長谷部県議の代表質問に答え、今回の原発事故を初めて「人災」と認めました。これは、国や東京電力に対する知事の姿勢を示した重要な答弁でした。また、知事は今年1月、就任したばかりの安倍首相に対し、福島原発「10基廃炉」について首相の見解を求めています。安倍首相からは何の返事もなかったと聞いています。これは、県と県議会が一致して求めている「原発10基廃炉」という『オール福島』の声に真っ向から背を向ける態度ではないでしょうか。

本県では、一昨年の9月県議会で「10基廃炉」の請願を全会一致で採択し、知事もこの年の12月県議会で「10基廃炉」を明言し、県の復興計画と新総合計画にも「原発に依存しない社会をめざす」ことを明記しました。さらに、これまで県内52の市町村議会から「10基廃炉を求める意見書」が提出されています。

今年1月6日の福島民報の調査では、75.4%が「県内全基廃炉」と回答し、特に30代の女性は、80%以上にものぼっています。

避難地域の若い世代が、ふるさとに帰れない最大の理由は、原発の存在そのものへの不安があるからです。ところが、未だに国と東京電力は、福島第一原発の5～6号機、第二原発の1～4号機を含めた「10基廃炉」を明言していません。

**まず、原発事故は「人災」であることを認めるよう、国と東京電力に対し求めるべきと思いますが、知事の考えをうかがいます。**

また、知事は、今議会の自民党の代表質問に対して「全基廃炉の実現に向けたこの私の決意は揺らぐことなく、今後も粘り強く取り組んでいく」と答弁しましたが、**国と東京電力に対し、あらためて「原発10基」を明言することを改めて求めるべきと思いますが、知事の考えをお尋ねします。**

ところで、東京電力は、ちょうど1年前の昨年2月、国会事故調査委員会が実施しようとしていた第一原発1号機の現地調査を事実上妨害するような虚偽の説明を行い、調査を断念させていたことが今月7日に発覚しました。

国会事故調が調査しようとしていたのは、重要装置の非常用復水器です。国会事故調は、3・11の地震発生直後に、1号機原子炉建屋4階で出水していたことを確認したことを報告書にも記載しています。地震の揺れで非常用復水器が壊れると原子炉内の水

が漏れ、冷却材喪失事故となりメルトダウンします。この機器が破損していたのかどうかを判断することは事故原因をさぐる重要なポイントの1つであり、もし、今回の地震動で非常用復水器の配管が損傷していたとなれば、原発の耐震設計基準のさらなる見直しも必要となり、これまで東京電力が事故原因は「津波による」と説明してきたことも、根底から覆すことになりうるものです。

**県は、事故原因につながる地震による非常用復水器などの重要機器の損傷について、徹底究明を国に求めるべきですが考えをお聞かせください。**

原子力規制委員会は、今年7月にも「新安全基準」を策定しようとしています。そして、安倍自公政権はこれをもとに原発再稼働を強行しようとしています。しかし、「新安全基準」（骨子案）は問題だらけです。①福島原発事故の原因が究明されていないのに、小手先のとりあえぬ対策を並べていること、②地震対策は、原発の真下に活断層が走っていても「露頭」（地表に現れた断層）がなければ設置を認めるという骨抜きの内容であり、③そもそも福島原発事故のような大量の放射性物質を外部に放出する過酷事故を想定しつつ、「世界最高水準の安全」を強弁するという、根本的な自己矛盾を抱えています。

福島原発事故の教訓を生かすどころか、「新安全基準」という新しい「安全神話」を持ち出し、原発再稼働をすすめるようとしていることには知事も反対を表明すべきです。

**原発再稼働を前提とした新安全基準について、県の考えをうかがいます。**

ところで、事故原発の収束作業もすすまず、廃炉作業はこれからです。今後少なくとも30年～40年はかかるとされています。

事故原発の内部は、昨年6月時点で毎時1万ミリシーベルト（1F-1の地下）の放射線量が放出されています。この苛酷な中で収束作業にあたっている原発労働者は、今後の廃炉作業にあたることにもなると思いますが、多重下請け構造のもとで危険な作業に従事させられています。

これまでも線量計に鉛をかぶせて作業させていたり、社会保険未加入問題がありましたが、原発労働者へ危険手当相当分が支払われていないこと、除染労働者よりも低い労賃、本人に放射線量の数値を知らせないことなど、今もずさんな実態が報告されています。また、東電は、原発労働者2万人分の被曝線量をこの2年間全く提出していなかったことが、本日報道されました。

**県は、下請け原発労働者の実態をつかみ、引き続き国と東京電力へ是正を求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。**

### 3、新年度県予算について

次に新年度予算についてですが、今議会に提案された2013年度当初予算案は、1兆7,320億円。今年度比9.9%増の1,556億円の増で、一般会計では県政史

上最高の予算です。そのうち、大震災と原発事故関連の予算が半分以上を占めます。

当然、この中には、災害公営住宅の建設や被災者支援、放射線対策など、復興に不可欠な事業が含まれていますが、基盤強化として小名浜東港建設などの不要不急の大型公共事業も計上されています。

また、環境回復や医療機器等の研究拠点整備事業が来年度から次々と始まろうとしています。これら研究拠点整備が、今後どのように県民のくらしと結びつき、生かされるのかは未知数です。

まず、来年度県が復興プロジェクトとして拠点整備する三春町と南相馬市に設置する(仮称)福島県環境創造センターの整備の目的、整備内容、全体事業費及び今後の維持管理費の見込みについてお示し下さい。

また、医大に整備する福島医薬品関連産業支援拠点化事業を含むふくしま国際医療科学センター整備の目的、整備内容と全体事業費、維持管理に要する財源についてお尋ねします。

さらに、郡山市の旧農業試験場跡地に建設予定の(仮称)福島県医療機器開発・安全性評価センターの整備の目的と整備内容、全体事業費及び今後の維持管理費の見込みについてもお尋ねします。

ところで、これまでも不要不急として中止を求めている小名浜東港建設についてですが、来年度当初は事業費ベースで62億3千万円を計上しています。東京電力火力発電所等の石炭需要が増えているというのが理由ですが、原発の代替エネルギーとして当面は火力発電も必要だと思えます。しかし、国際社会からの要請である地球温暖化対策との関係からみれば、石炭を燃やし続けることはできなくなるはずで

す。石炭の需要が急増しているという理由であれば、これから人工島にわたる巨大な橋を架けて4～5年先に暫定供用開始するのを待つよりも、既存の港湾施設を改修して、効率的な荷役機械を設置するなどして整備する方が、より現実的ではないでしょうか。

建設先にありきで、ムダと分かっても一度始めたらやめられないという国や県の姿勢を転換し、60億円以上もの復興予算は、他の復旧事業や被災者支援にこそ回すべきです。

小名浜東港建設にかかる全体事業費及び暫定供用開始までの事業費は、いくらとみているのかお示し下さい。

また、将来の県民に対しツケを回しかねない東港建設は中止すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

さらに、例年の2倍以上の県予算が組まれているにもかかわらず、それを実行する職員が不足しています。病休の職員も増加しています。不足分を他県からの派遣や再任用、臨時職員に頼っているだけでは、県民や市町村から求められる質のよい公共サービスも、スピード感を持って復興にあたることもできません。特に、わが県は地震や津波被災の

ほか、原発事故によって役場ごと避難する町村が生まれています。広域自治体としての県の役割はこれまで以上に求められています。市町村や住民によりそいながら、今後も長期にわたる放射能対策などをすすめるためにも、「公助」を担う公務員の増員はぜひとも必要です。

**医療・福祉、土木関係の技術職等の正規職員を増やすべきと思いますが、県の考えをうかがいます。**

また、避難している子どもたちは、心身ともにさまざまなストレスを抱えており、また教職員の精神疾患や病休も増加しています。震災・原発事故を受けた子どもたちが豊かに育つ教育環境を整備するためにも、正規教員の増員は欠かせません。

常勤講師や講師ではなく、**正規教員の増員を図るべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。**

#### 4、除染対策について

次に、除染対策についてですが、除染は、本県の復興と県民が安心して住み続けられる県土を取り戻すために欠かせない事業です。ところが、先般、本来なら市町村除染事業のモデルとなるべき国直轄除染において、手抜き除染や下請け労働者に対する異常なピンハネの実態が明らかになり大きな社会問題になっています。環境省は、この問題の発覚を受けて、ようやく業者への指導と改善策を示したものの、実際の現場では是正されていないようです。

私たち共産党県議団は、国会議員とともに実態調査に入り、除染労働者からの聞き取りも行いましたが、そのずさんさに驚きます。例えば、作業を終えたあとの作業機械や作業車、送迎車、作業衣や長靴等を河川で洗い流すことが禁止されたことは当然です。しかし、下請け事業所が所在している市町村へは、洗浄しないまま持ちこまれています。

**汚染拡散防止のため、除染特別地域において、除染作業後に作業車や衣類等を洗浄する箇所を設けるよう国に求めるべきではないでしょうか、県の考えをうかがいます。**

また、除染労働者についても、今年14日に福島県労連労働相談センターが実施した「除染労働者110番」には16件の相談があり、この間受けた除染の相談件数は合計40件以上にのぼっています。雇用保険、社会保険未加入、交通費無支給、ホールボディカウンターの機器不足、測定に行く日は無給、降雪時は休日扱いなど、除染労働者が無権利・不安定雇用におかれている実態が次々と報告されています。これら違反事例は氷山の一角です。

福島県内の「特別除染地域」は、環境省が国直轄除染事業を発注しています。すでに発注済みの額だけでも来年度分を含め6,540億円、今後も数兆円もの金額が投入される見込みです。私たち日本共産党は、専門家の英知を集めて効果的な除染作業をすすめるよう求めています。実際には大手ゼネコンへの丸投げです。積算単価は、危険手当1万円、労務費1万1,700円で計2万1,700円のはずですが、現場では、1

万1千円程度しか支払われていない事例もあり、危険手当さえピンハネしています。元請けゼネコンは、1人2～3千円、1万人働いたとすれば年間数10億円ものピンハネをしていることになります。

現場の除染労働者からは、「ピンハネせずきちんと払ってほしい」「やる気がなくなる」など切実な声がよせられています。除染事業は、福島復興事業の中でも最大の公共事業に位置付けられるべきもので、除染事業の信頼を回復し、確実に除染できるよう国の責任が問われます。

除染労働者の違法な労働環境を是正させるためにも、環境省が示している普通除染作業員の1日あたりの設計労務単価+特殊勤務手当（危険手当）の金額及び少なくとも福島県の最低賃金+特殊勤務手当を支払うべきですが、その金額を明示してください。

ところで、市町村の除染事業には、特殊勤務手当（危険手当）がありません。しかし、国直轄除染よりも放射線量が高いホットスポットなどの地域が少なくありません。市町村除染事業においても特殊勤務手当（危険手当）が支払われるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、市町村が行なう除染において、市町村が必要と考える住宅除染の全体戸数がいまだ示されていません。住民の不安が広がり避難が続く要因にもなっています。スピード感をもって住宅の除染がすすむよう、除染の全体計画を県民に示し、県のイニシアチブを発揮して市町村除染に関わるべきですが、県の考えをうかがいます。

また、除染関係ガイドライン以外の除染方法についても柔軟に認めるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

## 5、賠償について

次は、原発事故の賠償についてです。

避難指示等対象区域以外のいわゆる自主避難等にかかる損害賠償について、東電が昨年12月5日に示した基準は県民の怒りをよんでいます。子ども・妊婦には精神的損害8万円、追加的費用で4万円の計12万円、大人は4万円の追加的費用のみで、しかも一律賠償は昨年1月～8月分まででうち切るとしました。しかも、東電は、大人の精神的賠償については、3月11日～4月22日の43日分しか認めていません。それ以降については追加的費用分だけです。原発事故で連日放射能のストレスにさらされ、先が見えない不安を今も抱えています。県も、3・11直後の4月、国に対し賠償は線引きせず県内全域の県民を対象に完全賠償を求めていたはずですが。

県はその立場にもう一度立ち、避難指示等区域外の精神的損害について、全ての県民を対象とした賠償を行うよう国と東京電力に求めるべきと思いますが、県の見解を求めます。

一方、旧緊急時避難準備区域においても、川内村や広野町、南相馬市のように、戻れ

ずに避難を継続している避難者がいるのに、1人一律10万円の賠償を昨年8月末まででうち切っています。その後今月4日になって、中学生以下を高校生以下にしたものこれも昨年9月から今年3月分までの月5万円分しか示していません。

**旧緊急時避難準備区域においても、精神的賠償を継続するよう国と東電に求めるべきです。県の考えをお聞かせください。**

また、財物賠償について、東京電力が示した基準では、土地や建物の賠償額が低すぎます。先日、双葉地方の区長会のみなさんが要望にこれらでしたが、自立に向けた生活を新しい場所で再建できるようにするためにも、「再取得可能な財物賠償」は、当然の要求です。

**財物賠償について、再取得が可能となるよう賠償基準の見直しを東京電力に求めるべきと思いますが、県の見解をお示し下さい。**

また、税金の申告時期を迎え、賠償金に対する非課税を求める声はいつそう広がり、民商や商工会、建設業協会や医師会にも賛同署名が広がっています。

**県は、原子力損害賠償金を非課税とするよう国に強く求めるべきです。県の考えをお尋ねします。**

賠償問題は、以上述べたようにいくつもあります。県は原子力損害対策協議会の全体会議を昨年5月に開催したまま開いていません。原発事故を起こした国と東京電力は、加害者として被災者の立場にたった十分な賠償を行なう責任があります。

**知事が会長の県原子力損害対策協議会の全体会議を早期に開催し、国や東京電力との交渉の場を設定すべきと思いますが、県の考えをお示し下さい。**

## 6、被災者・被災自治体の支援について

昨年、国は避難対象区域以外の医療費減免を一部見直し、実施市町村へ10分の8までしか補助しない仕組みに変更しました。安倍政権になってもこのしくみは同じです。

**医療費減免制度について、国へ見直しを求めるとともに、残りの2割分を県が補助し市町村国保の負担を軽減すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。**

政府が実施した避難地域住民への意向調査が行なわれましたが、戻らないと決めた人、戻りたい人、どちらかわからない人が市町村によっても年代別でも大きく分かれています。この調査からも、避難者の複雑な思いが伝わってきます。まもなく帰村宣言し1年になる川内村も除染を実施し、雇用の場をつくるなど帰村できるよう頑張っていますが、震災前の人口が約3,000人に対し、完全に戻った村民はわずか400人台にすぎず、しかもその多くは高齢者です。役場を加須市においた双葉町も、さまざまな困難を抱えています。

原子力災害は、災害救助法の範囲をはるかに超えた対応が求められます。しかも長期にわたる支援が必要です。原発事故による避難は、今回が初めての経験ですが、国策で

すすめた国の責任で対応するのは当然のことではないでしょうか。しかし、それに対する広域自治体としての県の姿勢も、県民に寄り添うという点からみれば弱いといえます。

県内自主避難者への借上住宅支援について、県は昨年11月によく実施したものの、すでに自主避難している人のみ、子どもと妊婦がいる世帯だけを対象とし、遡及はしない、新規避難者の受け付けもしない、同一市町村内の避難は対象外とする線引きをしたうえ、昨年12月28日までで申込みを締め切りました。しかし、避難は今も続いているのです。

**県内自主避難者に対する借り上げ住宅支援について、子ども妊婦のいる世帯に限定せず、新規避難の世帯や同一市町村内の避難も対象として実施すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。**

また、県は、災害救助法では避難者への支援には限界があるため、「子ども・被災者支援法の施策として、被災者の方々の意向が反映されるように国に対して求めていく」と12月県議会で答弁していますが、この法律に基づく基本方針は、まだ策定されていません。1/22には、国会で超党派の院内集会が開かれています。

**子ども・被災者支援法を実効あるものとするため、国に対し、原発被害を受けた本県が具体的施策等を提案し、基本方針の策定を強く働きかけるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。**

さて、災害復興の基本は、まず、被災者の生活基盤づくりです。そのための公的な住宅建設を急ぐ必要があります。希望者全員が入居できるようにすべきです。現在、仮設住宅の入居者は約1万4,000世帯、3万2,000人です。少なくともこれに見合う住宅建設は必要です。県は原発被災者向けに復興県営住宅を500戸、来年度あらたに1,000戸と県の代行事業で500戸、計2,000戸の建設をすすめるとしていますが、**原発被災者向けの復興公営住宅について、先行分の整備内訳と、今後の整備に向けた県の考えをうかがいます。**

建設にあたっては、阪神大震災のさまざまな教訓を生かすべきです。神戸市では、民間から借り上げた復興公営住宅が20年の契約がすぎること理由に高齢者が退去をせまられる事態になっていますが、本県では将来このようなことがおきないようにしなければなりません。県は、3世代同居、1戸建てという東北の気候風土や暮らし方にあった住まいを提供していくべきだと思います。高齢者の入居者が多いことからユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、さらに、将来は個人住宅として払い下げを検討するなど、さまざまな視点で災害復興住宅を建設することを求めておくものです。

ところで、岩手県は、全壊や半壊などへの災害救助法による支援に加え、バリアフリーや県産木材使用への助成などを組み合わせ、宮古市や陸前高田市のように県と市町村とが協調して1戸あたり900万円以上の災害住宅支援制度をつくりました。

本県でも、制度をいかし、太陽光発電の設置補助も組み合わせるなどして岩手県のように

うな支援制度をつくることを求めます。被災者の住宅再建に対する支援を行うべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

## 7、産業・雇用対策について

次は、産業・雇用対策についてです。来年度予算では、復興の名のもとに大型公共事業の推進、研究施設、企業誘致などハード面の整備が目立ちます。

まず、企業誘致についてですが、多額の補助金を自治体が投入しても企業が撤退する事例が全国で相次いでいます。本県でも投資額の割には雇用が見込めないことは昨年度の決算審査でも明らかにしたとおりです。本県は、災害復興のさ中にあり、今は進出する企業はあるとしても、いつまで続くのかは不透明です。進出しても撤退する事例は、本県でもありました。

三重県は、企業誘致の失敗を経験し、新年度以降、既存企業が雇用や投資で地元にとりだけ貢献したかをポイント化し、たまったポイントに応じて補助する制度を設けます。

全国一の200億円もの企業立地補助金という、多額の補助金を使う企業誘致のあり方を見直すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、本県は原発事故を受け、除染対策をはじめ、県民の健康を守るための検査機器や線量計の開発などが待たれています。再生可能エネルギー分野でも小水力、太陽光発電、小型風力発電などを本県の既存の企業と県内中小企業が連携して製造するしくみを県が支援すれば新しい産業発展の可能性は充分あります。震災・原発事故を受けて求められている新しい産業分野への県内中小企業の参入について、県はどのように支援していく考えなのかお尋ねします。

さらに、もともと本県の基幹産業の農業、林業、水産業などの第1次産業への支援策が必要です。放射能に汚染された県土再生、環境保全という観点からも、また帰還した高齢者が多い自治体からも要望があがっています。県は農林水産業を再建させるため、どのような支援策を講じようとしているのかお尋ねします。

シイタケ農家をはじめ、桃やあんぽ柿の生産農家は、いま大変な経営を強いられています。桃やあんぽ柿など放射能の影響で果樹を改植する農家が出荷できるようになるまでの間、所得補償制度の導入を検討すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

## 8、医療・福祉の充実について

12月県議会で県の総合計画策定に関して、私たちは福祉型の県づくりを提唱したところですが、震災前から脆弱だった本県の医療体制の再構築は、誰もが安心して住み続けられるための必須条件です。医師不足、特に、産婦人科医や小児科医不足は深刻な事態が続いており、いわき市でも南会津でも、また社会保険二本松病院や須賀川の国立病院などからも産婦人科医の継続した派遣要望があいついでいます。

県民の医療と安全・安心を守るために、賃金の引き上げなどの優遇策を講じて医療分

野の職員を確保すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

原発事故によって放出された放射線量の影響にしきい値はなく、しかも低線量の長期にわたる被曝は世界でも初めてのことです。たとえ低線量であっても、将来、発がんなどの晩発性の障害がおこる可能性は否定できません。原発事故後、外部被曝をどれだけ浴びたのかの行動を記録し、県民の健康を長期に管理していく必要があります。

県立医大で実施している県民健康管理調査票については、記入しやすい方法に改善すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、県民から回収した調査票について、その管理の信頼性をどのように確保しているのか、県の考えをお尋ねします。

高齢者は、大震災・原発事故による避難が重なり要介護認定者が増えています。特養ホームの待機者は、震災前から待機者1万人以上という状態が続いていましたが、原発事故後、避難を余儀なくされ、例えば、郡山の特養ホームでは震災直後から定員を超過して避難自治体からの要介護高齢者を受け入れています。当初は10人、入所後に亡くなった方もあり、現在9人を受け入れ、入所者の協力とスタッフの努力でこの2年間対応を続けてきたものの、「この状態がいつまで続くのか」との声が上がっています。県は、スタッフ、入所者、避難者双方に負担が続いている異常な状態を放置せず、本県の復興基本方針に掲げた「全国に誇れる長寿県」を実現するためにも、県が全県の視野に立って要介護者を支援ができるよう、避難市町村の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の改定を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、震災後、さらに介護職員が不足していますが、県独自の支援で職員の処遇改善、賃金の引き上げを行なうべきです。県の考えをお尋ねします。

一方、介護保険料や利用料の負担も重くなっています。浅川町では町の一般会計で利用料負担の独自の軽減策をとっています。県は、浅川町の負担軽減策について「技術的助言」の名目で町に指導を行い、この結果、町長が昨年9月にこれまでの軽減策を突然中止する方針を表明し、住民や議会からも継続を求める声があがっています。

そこで改めて伺います。介護保険の住民の負担軽減策については、市町村の独自の裁量にまかせるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

福祉型県政をめざす最後の項は、障がい者支援についてです。

障がい者自立支援法は、障がいを自己責任とされ、自立を促進するどころか、障がい者の生きる権利さえ奪いかねない大変な内容でした。自公政権から民主党政権になり、障がい者総合支援法と名称が変わっても、障がい者の切実な願いは踏みにじられ、応益負担を求める方針は変わっていません。今議会にはその法律に基づく条例改正議案が提案されています。障害者総合支援法が施行されることを受けて、県はどのように障がい

者支援の充実を図っていくのかお尋ねします。

障がい者の情報提供施設の具体化が待たれていましたが、ようやく実施する予算が来年度当初予算に計上されました。聴覚障害者情報提供施設の設置にあたっては、運営スタッフに当事者である聴覚障がい者を加えることや、施設・設備の整備が必要と思いますが、県の考えをお尋ねします。

## 9、子どもの成長と教育行政について

放射能によって、子どもたちの健全な発達が阻害されていることが、統計上も明らかになっています。学校保健統計調査では、本県の子どもたちは4つの年齢区分で全国一肥満傾向が高かったことが昨年12月の速報値で公表されました。原発放射能による屋外活動制限が影響していることは明らかだと思います。

子どもたちの屋内の遊び場だけでなく、屋外も含めて子どもの遊びを考えるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

さらに、ふくしまっ子体験活動応援事業については、週末に家族でも利用できるようにするなど、補助内容を拡充すべきだと思います。県教育委員会の考えをお示し下さい。

低線量被曝にさらされている本県の子どもたちの成長・発達をどう保障していくのかは、県の喫緊の課題だということをお示しをあらためて強調しておくものです。

次に、体罰・いじめ問題についてです。

スポーツ界に根強い指導という名での体罰によって、自殺者まで出る事態になり、社会問題になっていますが、体罰は子どもたちの心に大きな傷を残すものです。長年にわたり体罰を容認してきた風潮を今度こそ改める、なぜ、体罰はいけないのかを根本から考え議論しあい、体罰・暴力を一掃する取り組みをすすめる必要があります。

県教育委員会は、学校から体罰をなくすため、どのように取組んでいくのかお尋ねします。

また、県は、地域のスポーツ関係団体における体罰の根絶にどのように取組んでいくのか伺います。

さらに、子どもを心身共に深く傷つけるいじめ問題ですが、県教育庁は、県内のいじめの実態数を今年度7月までで300人余と報告しています。

国連子どもの権利委員会は、日本の子どもたちが過度の競争にさらされていることを指摘し是正するよう日本政府に勧告しています。

わが党は、「いじめ問題」に関する提言を昨年11月に発表しました。教員の多忙化解消などの条件整備、深刻なケースに対応する「いじめ防止センター」の設立、「いじめ」防止に関する法制化、教育行政における数値目標化を止めるなどの施策の改善を提案しています。子どもたちが学校などで安全に生きることを子どもの権利として重視し、それを保障するための学校安全義務、行政の義務を定めることを提案しました。

子どもへの厳罰化などの間違った方向の法制化では、問題が解決しないことは明らかです。憲法と、子どもの権利条約の理念に立ち、国連子どもの権利委員会の勧告をふまえた再検討が必要です。

公立学校におけるいじめ問題に対してどのように取り組む考えなのか、県教育委員会にお尋ねします。

ところで、県警が発表した虐待による「被害児童」の取り扱い件数は、1999年の統計開始以降最多で、前年度比75.8%も増加し、しかも実父母による虐待が8割を占めています。

そこで、震災後の児童虐待の状況と今後の対応策についてうかがいますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

また、こうした子どもたちを受け入れる公的児童養護施設も足りず、郡山を含めた県中地区にはその施設がありません。県として、援助を必要としている子どもたちを支援するため、県中地区に児童養護施設を設置すべきですが、県の考えをうかがいます。

次に、教育行政についてですが、これまで実施してきた30人学級は、他県からも高く評価されてきた一方で、教員については常勤講師を担任にあて、いわば安上がりの教育で対応してきたというのが実態です。

本県の教育は、未曾有の震災と原発事故を受け、子どもたちや現場の教師に寄り沿ったきめ細かな教育環境の整備が強く求められています。そのためにも、正教員を増やしこれまで実施してきた30人程度学級ではなく、小中の低学年で実施しているように、公立小中全ての学年で、30人以下学級を実施すべきと思いますが、県教育委員会の見解をうかがいます。

また、障がいをもつ子どもたちへの学習支援については、特別支援学校の高等部の生徒が増え続けていることと、通学距離が長いなどの改善しなければならない課題が震災前から残されています。

今後の県立特別支援教育のあり方については、地域分散型、小規模化の観点で見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

次に、被災地域の子どもたちや学習環境についてですが、避難している浪江小学校の来年度の入学児童数はゼロとなっています。サテライト校への入学希望者も減少しています。また、避難している子どもたちは、転校をくりかえす中で学校になじめず、学習も遅れ、不登校になった子どももいます。

被災地域の子どもたちの教育環境整備が必要と思いますが、県教育委員会はどのように対応する考えなのかうかがいます。

最後に、心のケア対策についてですが、これまで地震・津波などへのPTSDへの対

策として、スクールカウンセラーが配置されてまいりました。しかし、原発事故を受けた本県は、特別のストレスもあることが専門家から指摘されています。あらたな対策が必要ではないでしょうか。

**原子力災害に伴うストレスに対する子どもや保護者の心のケアについて、県の考えをお尋ねします。**

以上で、共産党県議団を代表して私の質問を終わりますが、最初に申しあげましたように、この福島県から、また県議会から、即時原発ゼロを発信することを改めて強調しまして質問を終わりといたします。

## 答弁

### 一、安倍政権について

#### 知事

神山議員のご質問にお答えいたします。

安倍政権につきましては、我が国が内外に多くの重要課題を抱える中、政権交代によって発足した新政権であり、国民の重い負託に応える大きな責務を有していると考えております。特に、東日本大震災からの復興は現下の最優先課題であり、福島を、総理就任後最初の訪問地とし、また、就任会見で「国が前面に立って、国の責任において、福島の再生に取り組む」と発言したことを、しっかりと形に表していただくことが極めて重要であります。

こうした中、この二か月間の安倍内閣は、復興予算フレームの見直し、本県の要望をおおむね反映した、補正予算及び当初予算案の編成、現場主義や体制の一元化を目指した福島復興再生総局の設置など、本県の復興・再生に全力で取り組む姿勢を示してこられました。

今後、一日も早い新年度予算の成立や避難解除等区域復興再生計画の策定に加え、福島復興再生総局を所期の目的どおりに機能させることによって被災地、被災者の思いに応え、本県の復旧・復興を、実現していただきたいと考えております。

#### 企画調整部長

T P P 交渉への参加につきましては、農林水産業のみならず、医療や金融など国民生活の様々な分野に大きな影響が懸念されているところであります。そのため、これまでも国に対して、詳細な分析を行うとともに、正確な情報の下、国民的な議論を十分に尽くした上で慎重に対応すべきであると求めてまいりました。

とりわけ本県は、東日本大震災により、あらゆる産業分野で過去に例のない甚大な被害を受けていることから、県といたしましては、何よりも復興を最優先に取り組むべきであると引き続き、国に訴えてまいります。

## 総務部長

消費税増税につきましては、国において、法に基づき経済成長率や物価動向などの指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされております。

本県におきましては、復興・再生を最優先に取り組んでいるところであり、そうした歩みを止めることのないよう、震災・原子力災害の影響や地域経済の状況に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

## 保健福祉部長

生活保護費につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、一般低所得世帯の消費実態とのかい離部分を調整するとともに、近年の物価動向を勘案した見直しが行われるものであり、国において、できる限り、見直しに伴う他制度への影響が及ばないよう対応されるものと認識しております。

## 二、原発事故への対応について

### 知事

原発事故についてであります。平成23年12月に、冷温停止状態が達成されたとして、国が、原発事故の収束を宣言しましたが、県といたしましては、ステップ2の完了は、事故の完全収束に向けた通過点に過ぎないものと認識しており、国に対し収束していない旨を再三申し上げてまいりました。

先般、参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は、「とても収束と言える状況ではない」との認識を示したところであり、県といたしましては、今後とも、国及び東京電力に対し、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めるとともに、迅速かつ十分な賠償、被災者の生活再建など、本県の復興に向けた課題に、これまで以上に全力で取り組むよう、引き続き、強く求めてまいります。

次に、国と東京電力の原発事故原因の認識についてであります。事故の原因につきましては、国会や政府事故調査委員会の最終報告書においては、東京電力の対応について、津波のリスクを認識していたにもかかわらず対策を怠ったほか、大津波への緊迫感と想像力に欠けていた旨の指摘が、また、東京電力が公表した原子力改革特別タスクフォースによる報告においても、今回のような巨大な津波への防護がぜい弱であったとの指摘がなされております。

原子力安全規制を一元的に担ってきた国及び事故の原因者である東京電力に対しては、これらの報告書の内容を真摯に受け止め、引き続き、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めるよう、強く求めてまいります。

次に、県内原子力発電所の廃炉についてであります。本県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民が県内外で厳しい生活を余儀なくされるなど過去に例のない甚大かつ広範囲な被害を受けました。

私はこのような厳しい現実を踏まえ、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指すという基本理念の下、国及び東京電力に対して県内原発の全基廃炉を強く求めてきたところであり、引き続き、その実現に向け粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

#### 生活環境部長

地震による重要機器の損傷につきましては、政府事故調査委員会と国会事故調査委員会の見解に相違があるものの、今後の詳細な現地調査が必要との認識は、共通しているところであります。継続的な事故原因の究明は、原子力規制委員会における重要な役割の一つとして位置付けられており、技術的な側面から検証を進めるとしていることから、県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、事故原因の徹底した検証の取組を求めてまいります。

次に、新安全基準につきましては、今般の原子力災害を踏まえた原子炉等規制法の改正や政府及び国会事故調査委員会の提言を受け、現在、原子力規制委員会において、重大事故対策の強化や地震及び津波の評価の厳格化等を目的に検討が進められているところであります。県内の原子力発電所の全基廃炉を求めている本県といたしましても、その検討状況を注視し、国及び東京電力に対して、使用済燃料の保管や廃炉措置等について、必要な安全対策が的確に講じられるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、廃炉作業従事者につきましては、事故発生以降、労働局等の関係機関との協議の場において、被ばく管理の徹底、雇用の適正化、不適切な就労形態の解消等を、国及び東京電力に求めてきたところです。

今後も、東京電力が実施する適正な労働条件の確保に関する取組の状況や、国による規制や検査に関する取組等について県が設置した廃炉安全監視協議会の部会等において確認し、国及び東京電力に対し、実態に応じた雇用主への指導を徹底するよう求めてまいります。

### 三、新年度県予算について

#### 生活環境部長

福島県環境創造センターにつきましては、放射性物質に汚染された環境を一刻も早く回復するため、モニタリング機能を始め、調査・研究、情報収集・発信、そして教育・研修・交流の四つの機能を有する施設を三春町に、モニタリングや安全監視機能を有する施設を南相馬市に整備します。また、全体事業費は概算で約200億円、そのうち整備後10年間の調査研究費を含む維持管理費は、概算で約100億円を見込んでおります。

#### 保健福祉部長

「ふくしま国際医療科学センター」につきましては、原子力災害から県民の健康を将

来にわたってしっかりと見守る拠点として、県民健康管理調査の推進部門を始め、疾病の早期診断・治療部門、創薬・治験部門、教育・人材育成部門からなるセンターを県立医科大学に整備するものであり、施設設備の整備に要する経費は、約300億円を見込んでおります。また、維持管理経費については、今後、センター運営体制の構築の中で必要経費を精査し、その財源確保を図ってまいる考えであります。

#### 商工労働部長

福島県医療機器開発・安全性評価センターにつきましては、医療機器の製品開発と事業化への支援を通じて、本県を医療関連産業の一大集積地とするため、安全性評価施設等を整備するものであります。全体事業費として、約134億円が予算措置されており、この中に当面の維持管理費も含まれております。

#### 土木部長

小名浜港東港地区の事業費につきましては、現在進めている事業に係る全体事業費は、約730億円であり、また、暫定供用開始までの事業費は、約680億円であります。

次に、小名浜港東港地区の建設につきましては、船舶の大型化や石炭等鉱産品を中心とした取扱貨物量の増加が見込まれ、既存ふ頭では対応が困難となることから、国と連携を図りながら、国際物流拠点として計画的に整備を進めてまいる考えであります。

#### 総務部長

職員の増員につきましては、平成25年度予算における取組を迅速かつ着実に実施するため、正規職員の採用増や任期付職員の更なる採用により、本県職員を大幅に増員する中で、保健師や土木職など、必要な人員を確保することとしております。今後とも、復興・再生に係る取組の進捗状況や中長期的な業務量を見極めながら、適正な配置に努めてまいる考えであります。

#### 教育長

正規教員の増員につきましては、教員数は、いわゆる標準法により決定されるものでありますが、今後の児童生徒数の推移や退職予定者数の動向等を見極めながら、正規教員を増員できるよう努めてまいる考えであります。

### 四、除染対策について

#### 生活環境部長

除染作業後の汚染検査につきましては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」において、除染等事業者は汚染拡大防止のため、汚染検査場所を設け、車両や作業員の衣服等の汚染状態の検査を行い、汚染限度を超えていると

きには、汚染されている部分の除染や衣服を脱ぐ等の措置を講じることとされておりま  
す。このため、県といたしましては、関係市町村と合同で実施する現地確認に合わせて、  
汚染検査の状況等についても確認するとともに、ガイドラインに沿って適切に運用され  
るよう、国に求めてまいります。

次に、除染特別地域における普通除染作業員の賃金につきましては、一日の設計労務  
単価は11,700円、特殊勤務手当は1万円で、合計金額は21,700円であり、  
また、本県の最低賃金を一日に換算した金額は5,312円で、特殊勤務手当との合計  
金額は、15,312円となります。

次に、市町村除染事業における特殊勤務手当の支給につきましては、勤務の特殊性と  
金額の妥当性や他の作業との均衡などの視点から検討することが必要であり、人事院が、  
東日本大震災の発生に伴い、原子力発電所の敷地内やその周辺の区域で業務を行う場合  
など、著しく特殊な業務について特殊勤務手当の特例を定めていることや災害復旧等の  
建設工事に従事する作業員への支給状況なども勘案して判断すべきものと考えておりま  
す。

次に、市町村除染につきましては、一部の市町村において現在も全体像や年次計画な  
どの検討が進められていることから、その検討状況を把握しながら、できるだけ早い時  
期に全体計画について取りまとめてまいります。また、これまでも除染業務講習会など  
の事業者の育成や仮置場に係る住民理解の促進、さらには、標準仕様書・積算基準例な  
どの提供による技術的支援を行ってきたところであり、引き続き、市町村の除染の進捗  
状況やニーズを丁寧に把握しながら、新たな除染技術等を導入するための実証試験に対  
する支援を行うなど、除染のスピードアップが図れるよう、積極的に取り組んでまいり  
ます。

次に、除染手法につきましては、より多様な選択ができるよう、新たな手法について  
は、地域の実情を踏まえて弾力的に交付対象とすること、また、これまで個別協議で交  
付金の対象とされた手法については、協議の義務付けを廃止すること、さらには、これ  
らの手法について、除染関係ガイドラインに追加するよう引き続き、国に強く求めてま  
いります。

## 五、賠償について

### 原子力損害対策担当理事

避難指示等区域外の精神的損害につきましては、これまで、「総決起大会」の開催や  
国、東京電力に対する数次にわたる要望、要求等を行い、被害の実態に見合った十分な  
賠償を強く求めてまいりました。今後も、原子力損害対策協議会の活動等を通し、県内  
全域における様々な損害に対し、最後まで十分な賠償がなされるよう、取り組んでま  
いる考えであります。

次に、旧緊急時避難準備区域における精神的損害につきましては、地域全体が事故以  
前の環境を取り戻し生活の不安がなくなるまで、確実に賠償の対象にされるべきである

と考えております。今後も、被害者一人一人に寄り添った十分な賠償が最後まで確実になされるよう、国、東京電力に対し、強く求めてまいります。

次に、財物の賠償基準につきましては、多くの被害者に対する賠償を迅速に行うための最低限の基準であると考えております。今後も、東京電力に対し、個別の事情に応じた十分かつ柔軟な賠償を求めていくとともに、国に対しても、十分な賠償はもとより、住宅や福祉、雇用などを含めた生活再建策をしっかりと講じるよう強く要請してまいります。

次に、原子力損害賠償金への課税の問題につきましては、精神的損害や避難費用、財物損害等に対する賠償金は非課税とされており、また、課税の対象とされている就労不能損害、営業損害については、原子力損害対策協議会の要望等によって、複数年分の一括賠償金に対し、累進的な課税を生じさせない取扱いとなったところであります。今後とも、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映させるよう、国に対し、働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、損害賠償の完全実施を実現するため、これまで、総決起大会を始め、関係団体、市町村が一致団結し、国、東京電力に対する要望活動等を行ってまいりました。今後は、新年度の早い時期にも、東京電力に対し、賠償基準の課題等に関する公開質問を行い、関係省庁の同席の下で回答を求め、直接要求を行う全体会議を開催するなど、引き続き、協議会が一丸となった活動を通し、十分な賠償が最後まで確実になされるよう取り組んでまいります。

## 六、被災者・被災自治体の支援について

### 保健福祉部長

医療費減免制度の見直しにつきましては、昨年11月に北海道東北知事会として改めて要望したところであり、今後も、他の被災県と連携し、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。また、市町村国保の負担軽減については、平成26年3月まで、県調整交付金により、9割を上限とした財政支援を行うこととしております。

### 原子力損害対策担当理事

県内自主避難者に対する借上住宅支援につきましては、国も十分には了解していない中で、県として優先して救済すべき世帯を対象としたところであり、対象世帯を見直しで実施することについては、困難であると考えております。

次に、子ども・被災者支援法による施策につきましては、これまで、国に対し、本県の実情や被災者の意向が反映された支援施策の早期実施と必要な財源措置を講ずるよう要望してきたところであります。今後も、基本方針の策定、高速道路の無料化、健康管理の充実、さらには、避難者支援を行う自治体や民間団体等への継続的な財政支援等が、具体的な施策として実施されるようあらゆる機会を通して、国に、強く働き掛けてまいりたいと考えております。

## 避難地域復興局長

復興公営住宅につきましては、先行分として、いわき市に二か所で250戸、郡山市に五か所で160戸、会津若松市に二か所で90戸の計500戸を整備する予定であります。また、新たに県営住宅1,000戸分、市町村営住宅の代行整備500戸分の経費を当初予算に計上しているところであり、現在進めている住民意向調査の結果を基に具体的な整備戸数及び整備箇所について関係自治体との協議を取りまとめ、避難者の方々が一日も早く入居できるよう迅速な整備に取り組んでまいります。

## 土木部長

被災者の住宅再建に対する支援につきましては、これまで、被災者生活再建支援制度によるほか、県産木材を使用した新築住宅や太陽光発電システム設置への補助、さらには二重ローン対策や、建築確認手数料の免除等を実施するとともに、住宅再建を支援する助成制度の創設を国に強く働き掛けてきたところであり、その結果、このたびの国の補正予算に、津波被災地における住宅再建の助成措置が盛り込まれたところであり、引き続き、地震被災地や帰還支援のための住宅再建に対しても、同様の措置を講ずるよう、国に粘り強く求めてまいる考えであります。

## 七、産業・雇用対策について

### 商工労働部長

企業誘致につきましては、新たな企業の立地とともに県内に既に立地している企業の増設を促進することが、安定的な雇用の創出、地域経済への波及などをもたらすものであり、本県産業の復興に欠かせないものと考えております。このため県といたしましては、企業立地補助金や課税の特例措置等を活用し、企業の新增設を促進してきたところであり、今後とも国及び市町村と連携しながら、企業誘致に取り組んでまいる考えであります。

次に、新しい産業分野への県内中小企業の参入につきましては、再生可能エネルギーや医療関連分野において、産学官で構成される研究会の開催や製品開発への助成、人材育成等を実施しているほか、今後整備される研究開発拠点等を積極的に活用することにより、引き続き県内中小企業の参入を積極的に支援してまいる考えであります。

### 農林水産部長

農林水産業の再建のための支援策につきましては、被災した農林地、漁場や海岸保全施設、農林水産業関連施設等の早期復旧を図るとともに、農用地、森林、農業水利施設等の効果的な除染の促進のほか、放射性物質に関する検査体制の強化と正確な情報発信、風評の払拭のための県内外でのPR活動等に引き続き取り組んでまいります。また、避難地域での営農再開のため、農地の保全管理や作物の作付実証など、きめ細かな対策を

講じてまいる考えであります。

次に、放射能の影響で果樹を改植する農家の所得補償につきましては、県として、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう、国や東京電力に要望してきたところであり、放射性物質が基準値を超えた果樹の改植による損害についても出荷できるようになるまでの間、十分な賠償がなされるよう東京電力に求めているところであります。

## 八、医療・福祉の充実について

### 保健福祉部長

医療分野の職員の確保につきましては、現在、医療機関が県外から医療従事者を雇用する場合や診療応援を受ける際の人件費等の支援を行うとともに、特に、看護職員等が不足している旧緊急時避難準備区域において、医療機関が行う職員の処遇改善等への取組を支援しているところであり、今後とも、様々な取組を通じて、医療従事者の更なる確保に努めてまいる考えであります。

次に、基本調査の調査票につきましては、避難等による居住地の移動が少なかった県民を対象として、より記入しやすい方法に改善が可能かどうか、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、回収した調査票につきましては、これを電子データ化し、推計した外部被ばく線量とともに、高いセキュリティを確保した独立したデータベースにおいて管理することとしております。なお、調査票原本につきましても、セキュリティが確保された施設において厳重に保管しております。

次に、避難市町村の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、浜通り地方の九市町村が来月末を目途に改定作業を行っているところであり、県といたしましては、市町村の取組を積極的に支援してまいる考えであります。

次に、介護職員の処遇改善につきましては、現在、介護職員処遇改善加算により、賃金の引上げを図っているところであり、さらに、新年度においては、人材不足が特に深刻な浜通り地方における取組として、新たに就労する介護職員に必要な手当の一部を助成するなど、処遇の改善を支援してまいる考えであります。

次に、介護保険の住民負担軽減策につきましては、介護保険制度施行後の激変緩和や介護サービス利用促進の観点等から、保険者である市町村の判断により実施しているものと考えております。

次に、障害者総合支援法につきましては、本年4月から施行され、その基本理念として、共生社会の実現のため障がい者への総合的な支援を行うことが示されるとともに、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、障がい者支援に係る制度の改正が予定されております。県といたしましては、制度の改正内容の周知に努めるとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、障がい者の社会参加や地域における共生ができるよう、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、聴覚障害者情報提供施設につきましては、本年4月から開設したいと考えており、その運営に当たっては、運営スタッフも含め、聴覚障がい者の意見を十分に反映できるように、関係団体と協議を行っているところであります。また、施設・設備の整備についても、必要となる情報機器等の整備を進めており、今後とも、聴覚障がい者への情報提供の充実に努めてまいりたいと考えております。

## 九、子どもの成長と教育行政について

### 子育て支援担当理事

子どもの遊びにつきましては、健全な発育の面からも重要なことから、屋内遊び場の一層の整備を図るとともに、屋外での遊びを通して心身の豊かな発達を促すモデル事業にも取り組むこととしており、公益社団法人こども環境学会等からの専門的な助言なども取り入れながら、子どもたちの健やかな成長につながるよう、遊び環境を充実させてまいる考えであります。

次に、児童虐待につきましては、震災後の生活環境の変化に伴うストレス等が虐待につながるケースが懸念されており、児童相談所における相談件数も前年度と比較して増加傾向を示しております。このため、児童相談所における相談・支援体制や警察との連携を強化しているところであり、さらに、今後は、地域における取組を推進するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の活動などを支援するとともに、幅広い啓発活動を展開し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に一層努めてまいる考えであります。

次に、県中地区における児童養護施設の設置につきましては、県内既存施設の入所率の緩和など社会的養護の充実につながるものであり、設置に関する民間の問合せ等に対して、適切かつ丁寧に対応してまいる考えであります。

次に、子ども等の心のケアにつきましては、保護者の不安やストレスが子どもに影響を及ぼすことも考えられることから、親子を対象とした育児の悩み等に関する相談会や交流会の開催、子どもと保護者の心の健康に関するリーフレットの活用、さらには、スクールソーシャルワーカーの活動などを通して、保護者も含めた支援を行っているところであります。今後は、さらに、原子力災害を踏まえた専門性の高い研修会の開催などにより、支援者の養成にも取り組むこととしており、市町村、心のケアセンター、教育・保育関係機関等との十分な連携を図りながら、子どもと保護者のきめ細かな心のケアに努めてまいります。

### 教育長

ふくしまっ子体験活動応援事業の補助内容の拡充につきましては、今年度の利用実績や関係団体等の要望などを踏まえ、幼稚園・保育所が実施する体験活動については、小中学校と同様に年間を通して補助できるよう来年度の予算を計上したところであり、引き続き子どもたちが伸び伸びと活動できるよう支援してまいる考えであります。

次に、学校における体罰につきましては、いかなる場合においても許されるものではないことから、県教育委員会といたしましては、これまでも増して、教員の意識改革の徹底や、各種研修を通じた教員の指導技術の向上、学校における組織的対応などに取り組み、体罰の根絶に努めてまいる考えであります。

次に、いじめ問題への取組につきましては、各学校において、児童生徒の発するサインを見逃さない組織体制を整備するとともに、定期的なアンケートや個別面談等の実施などにより、早期発見に努めております。県教育委員会といたしましては、今後とも、道徳教育や人権教育の推進、24時間いじめ電話相談の実施、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図り、教員と関係機関が連携しながら、いじめの未然防止、早期対応に努めてまいる考えであります。

次に、30人以下学級の実施につきましては、本県では全国に先駆けて30人学級及び30人程度学級を導入しているところであり、これをしっかりと実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の県立特別支援学校の在り方につきましては、県内の児童生徒数の推移や通学環境、各学校の施設設備など、それぞれの地域の現状と課題を踏まえながら分校等の設置を含め、全体整備計画の取りまとめを行っているところであります。

次に、被災地域の教育環境の整備につきましては、校舎の復旧工事や仮設校舎の設置、通学困難な生徒への宿泊施設の確保などに取り組むとともに、教員の増員やスクールカウンセラー等の配置により、学習支援や心のケアにきめ細かく対応しているところであります。県教育委員会といたしましては、引き続き、関係市町村教育委員会等と連携しながら、被災地域の教育環境の整備に努めてまいる考えであります。

## 文化スポーツ局長

スポーツにおける体罰につきましては、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神のかん養などのために行われるものであり、身体に対する侵害である体罰とは相いれないものであることから、その根絶に向けては、スポーツ界を挙げて取り組む必要があると考えております。

このため、県といたしましては、スポーツ関係団体と連携し、指導者に対する各種研修会の講義内容や方法を改善し、倫理研修の充実や相互理解に基づく指導技術の向上を図るとともに、各団体における相談・通報窓口の設置等、倫理に関する体制の整備を促進することなどにより、スポーツ関係団体における体罰の根絶に取り組んでまいる考えであります。

## 再質問

神山悦子県議

最初に知事におたずねいたします。まず安倍内閣の評価についてです。私が前段で述

べましたように、復興に関する問題というよりは、今後の福島県や県民にも大きな影響を与えかねない政策が並べられていることを指摘しました。さらに憲法改悪まで言っているんですね、これについて知事には、私もかかげ、また今度の選挙公約にも掲げた危惧される問題についてご答弁が十分でなかったと思いますので、憲法問題を含めてお考えがありましたらぜひお示しいただきたいと思います。

さらに原発問題ですけれども、収束宣言の撤回、それから人災の認識、原発10基廃炉、この点では福島県も知事も県議会も、私たちも認識は同じだと思うんですね。問題はなぜ私がこれを取り上げたのか、国がちゃんとそれを明言していないからですよ。東京電力もその立場に立っていないから様々な問題がいま生じているんじゃないですか。だから収束宣言の「撤回」の二文字を国と求めて撤回まで言わせないと、単なる求めただけでは駄目なんですね。撤回を国と東京電力にちゃんと求めて引き出す知事の役割があると思いますがいかがですか。それから「人災」問題です。これも知事との認識は同じになりました。「人災」と認めるかどうかは非常にこれも大事ですよ。もう一つ原発10基（廃炉）の問題でも（国と東京電力は）ちゃんと言わないんですよ。5・6号機も第二原発についても（廃炉を）明言してないじゃないですか。ここは非常に今後の復興を、わが県の原発事故を受けた、そういう立場からも知事がちゃんと求めていくのが大事じゃないかと思うのでもう一度おたずねいたします。

企画調整部長、TPPについては参加中止を訴えていくようなお話もありましたけど、いま緊迫した事態を迎えていますね、訴えているだけじゃなくてちゃんと行動にして、わが県にとっても（TPP参加の影響は）大変だということを行動に示すべきだと思います。あらためておたずねいたします。

生活環境部長、いくつかありますが、まず市町村の危険手当、除染の問題ですね。これは他の業種との関係と言いますが、それはそれでちゃんと対応すべきだと思います。除染はやっぱり一大産業ですし、国のやっている所より線量が高いというところもあるわけですよ。そういう面でもちゃんとした対応を求めていかないと除染が進まないんじゃないでしょうか。それから全体計画もこれからまとめると言うんですけれども、分母がわからなければどうやってそれをすすめるのかなかなか判らないと思うんですね。もう一度ちゃんと市町村が県民にも示すように、除染についてのお考えをお聞かせください。

それから賠償問題です。（原子力損害対策）担当理事にお伺いいたします。この賠償について私が「精神的損害」についてちゃんと言ってるんです。質問でも。「精神的損害」をなんで求めるのか、さらっといった答弁しかありませんでした。「精神的損害」を証明するのはなかなか大変ですよ。具体的な領収書があるわけでもありません。どれだけその被害を受けたと誰が証明するんですか。そういう意味で「指針」に書かれているだけでは駄目だということで、県が求めるようにお願いしたんです。それから全体協議会も「4月の早期に」ということでしたけど、4月に全体会を開くという確認でよろしいでしょうか。その点もお示しください。

教育長におたずねいたします。教育長はいじめ・体罰問題についてご答弁ありましたが、単なる規範を強めたり罰則化では私もだめだと思っんですね、そこは教育長も同じじゃないですか。ちゃんと「いじめと体罰がなんで悪いのか」ということを深く議論する場を教育全体で求めるべきではないでしょうか。そういう場を設置することも含めて、そういう面でももう一度お考えをお聞かせいただきたいと思っいます。

## 再答弁

### 知事

再質問にお答えいたします。安倍政権は東日本大震災からの復興、とりわけ本県の復興・再生を政権の最重要課題として位置づけ取り組む姿勢を示しております。総理の言葉どおり、確実に実行されなければならないと考えております。

ステップ2・収束宣言の再質問でありますけれども、県といたしましてもステップ2の完了は事故の完全収束に向けた通過点に過ぎないものと認識しており、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みを安全かつ着実にすすめるとともに、迅速かつ十分な賠償、被災者の生活再建など、本県の復興に向けた課題にこれまで以上に全力で取り組むよう、引き続き強く求めてまいります。

「人災」についてであります。国会や政府事故調査委員会の最終報告書や、東京電力の原子力改革特別タスクフォースによる報告を踏まえると、津波に対する備えが不十分であったことにより原子炉を冷却する機能が失われたことは、「人災」と受け止めるべきものと認識しております。国と東京電力に対してはこれらの報告を真摯に受け止め、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みを安全かつ着実にすすめるよう強く求めてまいります。

それから「全基廃炉」について、私はこれまで安倍総理大臣をはじめ、関係大臣、東京電力のトップに対して県内原発の全基廃炉を強く求めてまいりました。今後も機会を捉えて求めていくこととしております。

### 企画調整部長

安倍首相が先の日米首脳会談においてTPP交渉参加の意向を固められ、現在正式表明の時期について検討されているというふうに報道されております。県といたしましては引き続き情報収集に努めるとともに、県内関係団体や他県の状況等等も踏まえながら、本県の対応について早急に検討してまいります。

### 生活環境部長

特殊勤務手当での支給につきましては、人事委員会規則に於きまして特殊勤務手当での特例を定めておりまして、そういった業務を行なう区域により特例を定めているところでもあります。またその区域における建設工事に従事する作業員の支給状況なども勘案

して判断すべきものと考えております。

次に、除染の全体計画についてであります。現在多くの市町村が二年間を重点期間と定めて除染に取り組んでおりまして、合せて全体の計画につきましても精査しながら検討をすすめているところでありまして、そういった状況をしっかり把握しながら出来るだけ早い時期に全体計画について取りまとめてまいりたいと考えております。

### 原子力損害対策担当理事

精神的損害の件につきましては、一律に行なわれる賠償を超えるものにつきましても、被害の実態に見合った賠償を確実に求めてまいりたいと思います。

それから、損害対策協議会の活動につきましては、新年度の早い時期ということで開催準備を進めてまいりたいと思います。

### 教育長

いじめ、それから体罰の議論する場が必要ではないかというご質問でありました。いじめにつきましては未然防止、それから早期対応ということが大事であります。とくに私は未然防止というところを大事にしたいと思います。そのためには、道徳教育・人権教育そういったものを一生懸命、市町村教育委員会と連携をとりながらやっていきたいと思っております。

それから体罰につきましては、こちらは先生方に対する研修ですね。こちらのほうをしっかりとやるというところで体罰の根絶というものを図っていくというふうに考えております。こちらの方も市町村教育委員会と連携をとりながらやっていくというふうに考えております。

## 再々質問

### 神山悦子県議

知事に再々質問いたします。いろいろ述べられましたが、なぜ国も東京電力も収束宣言「撤回」と言わないのか、「人災」と言わないのか、「10基廃炉」と言わないのか、知事、どんなふうに分析されてるんでしょうね。いくらこちらが言っても（国・東電は）言わないというその根底に何があるのかということなしには、なかなか私は解決しないと思うんですね。原発を早く再稼働させたいという思惑があるとしたら私には思えません。知事はもう一度そこをきちんと「明言させる」こと、私はそういう意味で質問をさせていただきましたので、知事のお考えもう一度お聞かせください。

それから原子力損害対策担当理事なんですけど、精神的賠償は基準を示しただけでは解決しないから問題になっていると私は思います。もう一度そこをどうするのか（お答えください）。

それから財物賠償だって再取得可能な金額じゃないから、いまいろいろ被災地から切

実な要望があがってるじゃないですか。担当理事のところでもそこをきちんと受け止めて国と東京電力にも、指針の見直しや基準の見直しを具体的に求めない限り、どちらもすまないと思うんですね。この悩みも解決できません。もう一度考えもお聞かせいただきたいと思います。

それから子ども・被災者支援法については国の動向を見守っていただけでは駄目ですし、いまご答弁にもありましたように具体的に県からも言わなければいけない。しかし、これはまだすぐには活用できませんよね、そちらに解消を求めても。じゃあその間はどいうするのかという問題があるんです。県内自主避難者への支援継続は、線引きもしないでもう一度県が寄り添っていくべき、もう一度制度を復活させるべきと思いますけれども、自主避難者への支援についてのお考えをお聞かせください。

それから土木部長におたずねいたします。住宅の問題ですけれども、津波避難地域は国も認めたといいます。問題は中通りなどの地震対策、これを認めないというのは、どう考えても被災地だと私は思うんですけれどもなぜ限定するのかと思います。やっぱりここは県からもきちんとおっしゃっていただきたいと思いますし、まだまだ家屋も修繕できないという状況もありますので、これは国にちゃんと質していただきたいと思いますがお考えをお聞かせください。

教育長におたずねいたします。30人以下学級についてです。私がなぜ30人以下学級にこだわるのか。「30人程度」というのは33人から35人程度となるんですね。そうすると一クラス増えるかどうか、担任が増えるかどうか、教員が増えるかどうか、非常に大事なことなんです。これだけ被災している、これは双葉地方のみならず全県に大変な被害を受けていて子どもたちがいろんな健康上の問題やら精神的なストレスを抱えているわけですよ。教員を増やすという立場に立てば、30人以下と決めれば、学級も増える、先生も増やすことが出来る。しかも正規で増やすことができる。私はそういうことも含めて30人以下学級にこだわっていくべきだと思うんですけれども、あらためてその部分をお聞かせいただきたいと思います。

子育て担当理事に確かめます。児童養護施設を県中地区に（つくってほしい）という問題ですけれども、適時適切にというのはよくわかりません。郡山に早くつくって欲しいというのは以前からあるんですけれども、具体的にはどんな動きがあるのか、ないのか、それをどう具体化させるのか、ぜひお示しいただければと思います。

## 再々答弁

知事

再三答弁します。先ほど答弁したとおり、事故の収束・人災・10基廃炉、被災県として申すべきことは申してまいります。

土木部長

先ほども答弁で述べさせてもらいましたが、津波被災地のみならず、引き続き地震被災地であるとか帰還支援のための住宅再建に対しましても同様の措置が講じられるように国に粘り強く求めてまいりたいと考えております。

#### 原子力損害対策担当理事

精神的損害の件につきましては、やはり被害の実態に見合った賠償を今後も求め続けてまいりたいと思います。

それから財物の関係につきましては、財物の賠償に加えて就労不能損害あるいは営業損害等の賠償期間を公共収用の場合の二倍とする、あるいは精神的損害も含めて一括の賠償を導入するといったようなこと、あるいは先ほど申しあげました福祉・雇用住宅等々の生活再建策を合せて講じることを求めていくということで、生活再建になんとかこぎつけたいという思いでございます。

それから県内自主避難者の住宅の件でございます。これも再三のお答えで恐縮ではございますが、やはり災害の救助という根底の中で、どうしても長期すでに経ったなかで、救済すべき優先順位があるなかでの実施だったということでご理解を賜りたいと思いません。

#### 子育て支援担当理事

県中地区における児童養護施設の設置についてでありますけれども、現在問い合わせ、相談に応じている状況にあるということでご理解頂きたいというふうに存じます。

#### 教育長

30人および30人程度学級についてでございますが、30人学級と言いますと、31人になるとクラスは二つに別れて15人と16人になるということで、現実のところ30人学級でも30人程度学級でも、県のクラスで一番多いのがだいたい27人のところが分布図で見ますとほとんど一番多いところとなっております。ですからとりあえず全国に先駆けてやってきている制度ですので、これをしっかりと実施していきたいというふうに考えております。

以上